

香川県条例第39号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和22年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 略	第2条 報酬の額は、次のとおりとする。この場合において、その報酬が日額及び月額で定められている者の報酬の額は、日額の報酬の額に月額の報酬の額を加えた額とする。
(1)～(9) 略	(1)～(9) 略
(10) 選挙長及び選挙分会長 日額 <u>12,200円</u>	(10) 選挙長及び選挙分会長 日額 <u>10,800円</u>
(11) 選挙立会人 日額 <u>10,100円</u>	(11) 選挙立会人 日額 <u>8,900円</u>
(12) 略	(12) 略
2 略	2 略

附 則
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項第10号及び第11号の規定は、令和7年7月3日から適用する。